

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		目次	岡山県公報
			発行 岡山県
		税務課	担当課（室）
			目次
			担当課（室）

◎岡山県規則第三十六号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「中」

④を「中」

「に改める。

様式第七号中「中」

④を「中」

「に改める。

様式第十一号（その一：一般用）中

④

を

に改める。

様式第十一号（その二：法人用）中

④

を

に

改める。

様式第十一号（その三：不動産取得税用）中

④

を

に改める。

様式第十一号（その四：自動車税環境性能割・種別割（身体障害者等）用）中

④

を

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和3年3月31日 岡山県公報 号外

に改める。

様式第十一号（その五：自動車税環境性能割・種別割（身体障害者等以外）用）中

を

氏名又は 申請人の 名称	
代表者（氏名印）	

に改める。

氏名又は 申請人の 名 称	
代 表 者 氏 名	

様式第十四号中「(名称及び代表者氏名)」

③を「(名称及び代表者氏名)」

」に改める。

様式第十六号から様式第十八号までの規定中「(各表及び表附録中各)

⑤を「(名称及び代表者氏名)」

「に」

電話番号 ()

を

税理士 署名	電話番号
	(— —)

に改める。

様式第三十五号中「名称

⑤」を「名称

」に改める。

様式第三十七号中「名称

⑤」を「名称

」に改める。

様式第三十八号及び様式第三十九号中「名称

⑤」を「名称

」に改める。

様式第四十号中

代表者氏名印

を

代表者氏名

に改める。

様式第四十一号（その一…一般用）中

⑤

を

に改める。

様式第四十一号（その二…連結法人用）中

代表者氏名

代表者氏名

代表者氏名

⑤

を

代表者氏名

に改める。

様式第四十二号中

⑤

を

に改める。

様式第五十三号中		様式第五十号中		様式第四十九号中		様式第四十五号中	
を		を		を		を	
に改める。		に改める。				に改める。	
に、				に、			

に、

を

に改める。

様式第五十四号中

を

に、

を

に改める。

様式第五十五号中「(名称)」を「(名称)」に改める。

様式第五十六号中

を

に改める。

様式第五十七号中「(名称)」を「(名称)」に改める。

様式第五十八号中「(名称)」を「(名称)」に改める。

様式第五十九号中「(名称)」を「(名称)」に改める。

様式第六十号から様式第六十二号までの規定中「(名称)」を「(名称)」に改める。

様式第六十五号中「(所在地)」を「(所在地)」に改める。

様式第七十四号中「(名称)

㊦」を「(名称)

」に改める。

様式第七十五号中「(名称)

㊦」を「(名称)

」に改める。

様式第七十六号中「(名称)

㊦」を「(名称)

」に改める。

様式第七十七号中「(名称)

㊦」を「(名称)

」に改める。

様式第七十八号中「(名称)

㊦」を「(名称)

」に改める。

様式第八十号中

書換えをする使用者証の番号及び氏名 (名称) 印	㊦
--------------------------	---

を

書換えをする使用者証の番号及び氏名 (名称)	
------------------------	--

に改める。

様式第八十一号中「(名称)

㊦」を「(名称)

」に改める。

様式第八十二号中「(名称)

㊦」を「(名称)

」に改める。

様式第八十六号中

㊦

を

--

に改める。

様式第八十六号の二中

㊦

を

--

に改める。

様式第八十六号の五(その一)及び様式第八十六号の五(その二)中「氏

名

㊦」を「氏

名

」に、

「氏名」を「氏名」に改める。

様式第八十七号中

④

を

に改める。

様式第八十八号中「(氏名)」

④」を「(氏名)」

」に改める。

様式第九十号中「(代表者氏名)」

④」を「(代表者氏名)」

」に改める。

様式第九十三号中「(名称)」

④」を「(名称)」

」に、

を

に改める。

様式第九十七号中

④

を

に改める。

様式第九十八号中

④

を

に改める。

様式第九十九号及び様式第百号中

④

を

に改める。

様式第百一号中

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。